

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年12月27日
【会社名】	株式会社雑貨屋ブルドッグ
【英訳名】	Zakkaya Bulldog Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久岡 卓司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市浜北区平口5228番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長久岡卓司は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、仕入高および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した当社における財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、当社の会計監査人との平成25年8月期決算監査に関する協議の過程で、棚卸資産に関して適切な会計処理が行われていなかった可能性が発覚したため、社内にて調査したところ、平成25年8月期第3四半期決算及びそれ以前において、棚卸資産に関して、一部、適切な会計処理が行われていなかった疑義が生じました。この不適切な会計処理の疑義に関して、専門的及び客観的な見地から、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定を行うため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を平成25年9月13日に設置し、厳格に調査を行いました。

当該調査により、平成22年8月期第2四半期から当社の旧経営陣が内部統制を無効化させ、棚卸資産の過大計上または過少計上を行っていたことが判明しました。また、これらの不適切な会計処理を訂正する過程において、第三者委員会の報告書で指摘された不適切な会計処理以外にも当社の調査により誤謬等による複数の訂正が必要であることが判明しました。この結果、平成21年8月期の有価証券報告書及び平成22年8月期から平成25年8月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出しました。さらに、金融商品取引法の定める提出期限である平成25年12月2日までに当事業年度の有価証券報告書及び内部統制報告書を提出することができず遅延することとなりました。

こうした事態を防ぐことが出来なかった全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。当事業年度末日までにこれらの内部統制の不備が是正されなかった理由は、不適切な会計処理の発覚が当事業年度の決算手続中であり、原因調査及び是正措置策定が当事業年度末以降となったため、是正措置の有効性を当事業年度末日において確認するには至らなかったためです。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、第三者委員会の調査結果を踏まえ、当社において平成25年11月14日に策定した以下の再発防止策を確実に実行すべく取り組んでまいります。

(1) 経営体制の見直し

執行役員制度を活用するとともに、独立性の高い社外取締役を選任します。また、旧経営陣の影響力は排除します。なお、平成25年11月28日開催の定時株主総会において社外取締役1名を選任しております。

(2) 組織体制の見直し

権限の集中を避け、相互牽制を働かせる観点から、経営管理部の組織分割を行います。また、監査役会による内部統制に関する監査を強化します。なお、平成26年1月9日付で経営管理部を総務部と経理部に分割することとしております。

(3) 決算関連業務の見直し

在庫情報の共有化によって在庫金額等の情報の透明化を図ります。また、ハンディターミナルの増設や外部委託業者の活用により決算日と実地棚卸日の間を極力短くし、棚卸基準日から決算日までのロールフォワード計算をシンプルなものとし、実地棚卸に基づく在庫の算定結果をより信頼性の高いものにします。

(4) 各種規程類・マニュアル改訂と周知の方法の見直し

規程類は適宜改訂を行い、各種会議において定期的な読み込みを行います。改訂の際には本社・店舗に通知・説明を行い、全役員及び全従業員への周知徹底を図ります。

(5) 内部監査室による財務報告の監査強化や内部通報制度の見直し

社内の会計制度を透明化する仕組みを検討します。また、内部監査体制の再構築及び内部監査の徹底を図ります。内部通報制度を全社的に周知し、通報窓口をコンプライアンス委員会及び外部の弁護士とすることで、内部通報制度を活性化します。

(6) 全役員及び全従業員に対するコンプライアンス教育の実施

コンプライアンスを含む基礎研修を当社の文化として根付かせるよう、繰り返し実施します。また、コンプライアンス委員会による定期的な勉強会を開催し、全役員及び全従業員のコンプライアンスに対する意識を高めます。

(7) その他の取り組み

正確な実地棚卸の重要性、売上金管理の厳格化、商品の店舗間移動の厳格化・適正化、コンプライアンスの重要性を各会議体で徹底して議論し、加えて、これらの項目を店舗責任者から最前線の社員まで共有できるような仕組みを構築します。

以上

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。